	55.00	
まな状況が想定されるため、その口喧嘩が虐待か虐待ではないかの判断は、個々の事例によって異なります。 一般的に口喧嘩から生じる虐待の可能性として「心理的虐待」がありますが、これは「脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること」とされており、例えば、「その口喧嘩によって、老夫婦が息子に対して極端におびえ、保護を訴えるなどの状況」が見られた場合に、虐待と判断されることがあります。 虐待か否かを判断する場合、虐待が生じている事実が客観的に確認できることが重要であり、様々な場面でその事実が生じていないかを確認するため、その高齢者に関わっている関係機関が集まり、情報共有することが一般的です。その際、今後虐待が起こる可能性を想定し、どのようにモニタリングを行っていくかを共有することで、未然防止や早期発見、早期対応が可能となります。 また、認知機能がより低下することで、虐待発生のリスクは高まりますので、定期的なモニタリングは必要です。 併せて、状況が変化する中で、未然防止の対応を講じていくことが重要であり、対応を講じていった結果、または状況が変化していった結果、虐待発生のリスクがなくなった(低下した)ことが複数の機関で確認された時、一般的には、虐待防止に関する関わりは終了となりますが、個々の対応は住所地の区役所と担当の地域包括支援センターとが主体となり、実施していますので、疑義が生じた場合は、都度、担当	質問 質問	回答
	高齢者虐待の防止について、口喧嘩と言葉の虐待の判断基準はあるか。	地域性やこれまでの家族関係、家族員それぞれの性格等、その事例によってさまざまな状況が想定されるため、その口喧嘩が虐待か虐待ではないかの判断は、個々の事例によって異なります。 一般的に口喧嘩から生じる虐待の可能性として「心理的虐待」がありますが、これは「脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること」とされており、例えば、「その口喧嘩によって、老夫婦が息子に対して極端におびえ、保護を訴えるなどの状況」が見られた場合に、虐待と判断されることがあります。 虐待か否かを判断する場合、虐待が生じている事実が客観的に確認できることが重要であり、様々な場面でその事実が生じていないかを確認するため、その高齢者に関わっている関係機関が集まり、情報共有することが一般的です。その際、今後虐待が起こる可能性を想定し、どのような機会で、どのようにモニタリングを行っていくかを共有することで、未然防止や早期発見、早期対応が可能となります。 また、認知機能がより低下することで、虐待発生のリスクは高まりますので、定期的なモニタリングは必要です。 併せて、状況が変化する中で、未然防止の対応を講じていくことが重要であり、対応を講じていった結果、または状況が変化していった結果、虐待発生のリスクがなくなった(低下した)ことが複数の機関で確認された時、一般的には、虐待防止に関する関わりは終了となりますが、個々の対応は住所地の区役所と担当の地域包括支援センターとが主体となり、実施していますので、疑義が生じた場合は、都度、担当

55.00	
<u></u>	回答
緊急で泊まりたいとご利用者様が泊りの利用を求めてきた時に、泊りの限度数を超えて利用してもらう時に、どのくらいの日数まで可能か。	原則として、宿泊サービスの利用定員を超えた提供は認められません。 運営基準の中で定員の遵守は、 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊 サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはなら ない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態、希望等に より特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることは、やむを 得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りで ない。 とされています。 特に必要と認められる場合の例として、 ・登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したこ とにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供 したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用 者数が定員を超える場合 ・上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 となります。
実地指導結果から見た留意点について(各サービス編)認知症対応型共同生活介護の「8サービス計画の作成について」の事例にある「7。服薬介護の記録」については服薬チェック表の記載でよいか。個人のケース記録に服薬するたびに記録をした方が良いか。	服薬記録の方法に関して、基準で定められているものはないため、どちらの方法でも差し支えありません。 毎日同じ薬を服薬する場合であれば、チェック表等の簡易なもので差し支えありませんが、利用者の健康状態が悪い場合など、服薬に注意が必要な際にはケース記録を用いるなど、臨機応変に使い分けてください。